



一般社団法人九州貸切バス適正化センター 定 款

一般社団法人九州貸切バス適正化センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州貸切バス適正化センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市博多区博多駅東三丁目10番17号陸運会館3階に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、九州地区における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導
- (2) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動
- (3) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
- (4) 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
- (5) 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修
- (6) 駐車場その他の貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

(入社)

第6条 当法人の社員は九州7県の県単位のバス協会(旧民法第34条の規程により設立された社団法人であったものに限る)と一般社団法人福岡県貸切バス協会とする。

2. 社員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 10 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当法人を退社したとき
- (2) 社員が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の合意があったとき

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第16条 会長は、社員総会開催日の10日前までに、社員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は社員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく社員総会を開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には議長及び出席した理事のうち2名以上が記名押印しなければならない。

(社員総会規則)

第21条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又は当定款に定めるもののほか、社

員総会においてこれを定める。

第5章 役員

(役員の数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
3. 理事及び監事は相互にこれを兼ねることは出来ない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 会長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4. この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 当法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選任及び解職
 - (4) 適正化事業諮問委員の選任及び解任
 - (5) 事業計画、収支予算等の承認
 - (6) 事業報告、収支決算等の承認
 - (7) 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法の決定
 - (8) 諸規程の制定及び改廃
 - (9) その他重要事項

(種類及び開催)

- 第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
2. 通常理事会は、毎事業年度定期に年2回以上開催する。
 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 諮問委員会

(適正化事業諮問委員会)

第39条 当法人に適正化事業諮問委員4名以上6名以内を置く。
2. 適正化事業諮問委員会は、貸切バス事業者が組織する団体が推薦する者、貸切バス事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び貸切バス事業の利用者のうちから、九州運輸局長の認可を受けて会長が任命する。
3. 適正化事業諮問委員は、適正化事業諮問委員会において、会長の諮問に応じ適正化業務の実施に関する重要事項を調査審議し、必要と認める意見を会長に

述べることができる。

4. 適正化事業諮問委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 任期の満了前に退任した適正化事業諮問委員の補欠として選任された適正化事業諮問委員の任期は、退任した適正化事業諮問委員の任期の満了する時までとする。

(構成)

第40条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業諮問委員をもって構成し、議長は適正化事業諮問委員の互選とする。

(招集等)

第41条 適正化事業諮問委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2. 会長は、適正化事業諮問委員会現在数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して、適正化事業諮問委員会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に適正化事業諮問委員会を招集しなければならない。

(諮問事項)

第42条 会長は、次の事項について、あらかじめ適正化事業諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法
- (2) 適正化業務に係る事業計画及び収支予算並びに資金計画
- (3) 適正化業務に係る事業報告及び収支決算
- (4) 財産の管理方法
- (5) 当法人の解散及び残余財産の処分
- (6) その他適正化事業実施上の重要事項

(定足数及び議決)

第43条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業諮問委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催し議決することはできない。

2. 適正化事業諮問委員会の議事は、出席適正化事業諮問委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第44条 適正化事業諮問委員会に出席できない適正化事業諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席する適正化事業諮問委員に表決権の行使を委任することができるものとする。この場合、当該出席できない適正化事業諮問委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第45条 適正化事業諮問委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席適正化事業諮問委員1名以上がこれに記名押印するものとする。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 適正化事業諮問委員総数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の概要及び結果
3. 前項の議事録は、事務所に備え置かなければならない。

第8章 基金

(基金の拠出等)

第46条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 委員会

(委員会)

第54条 会長は、当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が任命する。
3. 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第56条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。
なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めるところに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 理事、監事及び社員の名簿
- (4) 役員報酬並びに費用等に関する規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書等
- (6) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明

細書

- (7) 監査報告書
 - (8) 理事会、社員総会及び別に定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 適正化事業諮問委員並びに職員の名簿
 - (10) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項第1号から第8号に掲げる書類については、法令の定めるところに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第13章 細則及び法令の準拠

(細則)

第57条 本定款に定めるもののほか、当法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第14章 附則

(最初の事業年度)

第59条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第60条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	原	重	則
	庄	山	和
	金	子	晴
	川	口	博
	森	敬	輔
	城	内	和
	菊	池	克
	岩	崎	芳
	岩	尾	久
			志

設立時代表理事	原	重	則
---------	---	---	---

設立時監事	中	原	昭
	新	原	哲
			郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第61条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 福岡市博多区博多駅東三丁目10番17号陸運会館5階
設立時社員 一般社団法人福岡県バス協会

住所 佐賀市若楠二丁目7番2号
設立時社員 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会

住所 長崎市興善町4番6号伊野ビル
設立時社員 一般社団法人長崎県バス協会

住所 熊本市中央区花畑町4番1号太陽生命熊本第2ビル9階
設立時社員 一般社団法人熊本県バス協会

住所 大分市大津町三丁目4番13号
設立時社員 一般社団法人大分県バス協会

住所 宮崎市大淀四丁目5番3号
設立時社員 一般社団法人宮崎県バス協会

住所 鹿児島市鴨池新町12-12第二岩崎ビル5階
設立時社員 公益社団法人鹿児島県バス協会

住所 福岡市博多区博多駅東三丁目3番16号
設立時社員 一般社団法人福岡県貸切バス協会

以上、一般社団法人九州貸切バス適正化センターを設立するため、設立時社員一般社団法人福岡県バス協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人長崎県バス協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人大分県バス協会、一般社団法人宮崎県バス協会、公益社団法人鹿児島県バス協会及び一般社団法人福岡県貸切バス協会の定款作成代理人である司法書士永渕信行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年4月19日

設立時社員 一般社団法人福岡県バス協会
代表理事 倉 富 純 男

設立時社員 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
代表理事 金子 晴 信

設立時社員 一般社団法人長崎県バス協会
代表理事 川 口 博 樹

設立時社員 一般社団法人熊本県バス協会
代表理事 森 敬 輔

設立時社員 一般社団法人大分県バス協会
代表理事 城 内 和 敏

設立時社員 一般社団法人宮崎県バス協会
代表理事 菊 池 克 頼

設立時社員 公益社団法人鹿児島県バス協会
代表理事 岩 崎 芳 太 郎

設立時社員 一般社団法人福岡県貸切バス協会
代表理事 岩 尾 久 志

上記発起人の定款作成代理人

永 淵 信 行

同一の情報の提供

提供の日付： 2017年 4月 20日

公証人： 松 下 潔



所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

請求対象の登簿管理番号： 17-2901002402000512

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2017年 4月 20日

請求対象の処理公証人： 松 下 潔

所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。